

○個人情報保護に関する規程

(2017年9月12日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、学校法人名古屋学院大学及び同法人が設置する大学(以下「本学」という。)における個人情報の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、業務の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 この規程に定めのない個人情報の取扱いについては、法並びに「個人情報の保護に関する法律施行令」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則」に定めるところによる。

3 個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する事項については、別に定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、現在又は過去の法人運営、教育、学術研究及びそれに関わる業務で本学が保有する生存する個人に関する情報であり、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機で使用するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用に関して割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、それにより当該特定の個人を識別することができるもの

3 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次のものをいう。ただし、利用方法からみて、個人の権利利益を害するおそれの少ないものを除く。

(1) 特定の個人情報を電子計算機で検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

5 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6 この規程において「保有個人データ」とは、本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものを除く。

7 この規程において「仮名加工情報」とは、次の各号の措置により、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること

8 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号の措置により特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること

9 この規程において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この規程において「教職員」とは、本学において直接又は間接的に指揮監督を受けて業務に従事している者又はしていた者で、雇用関係にある者のほか、雇用関係のない者（役員、業務委託職員、派遣職員等）を含む。

11 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

12 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

(本学の責務)

第3条 本学は、法の基本理念に基づき、個人情報取扱事業者等としての責務を誠実に果たすものとする。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、本学における法人運営、教育、学術研究及びそれに関わる業務を遂行するに当たって、法令及びこの規程等を遵守し、個人情報の保護及び安全管理に努めて、個人の権利利益を保護しなければならない。

2 教職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、退職後も同様とする。

第2章 安全管理体制

(個人情報統括管理責任者)

第5条 第3条の責務を果たすため、本学における個人情報の保護及び安全管理を統括する責任者として、個人情報統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、理事長とする。

(個人情報管理責任者)

第6条 個人情報の保護及び安全管理に関する責任者として、次のとおり、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

(1) 教育、学術研究及びそれに係る業務に関する個人情報については、学長とする。事務局次長が補佐する。

(2) 前号以外の業務及び教職員に関する個人情報については、事務局長とする。事務局次長及び総務部長が補佐する。

2 管理責任者は、その取り扱う個人情報の漏洩等の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合、委託先に対しても前項の措置を求めなければならない。

(個人情報管理者)

第7条 個人データの安全管理を図るため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、各部課の長とする。

3 管理者は、次の各号の業務を管理する。

(1) 個人データの安全管理のために必要な措置

(2) 個人データを取り扱う教職員の教育

(3) 個人データ委託先の必要かつ適切な監督

4 前各項にかかわらず、授業運営に関する資料、答案、レポート、論文その他の教育に必要な資料を取り扱う授業担当者を個人情報の管理者とみなす。この場合の個人情報の取扱いについては、学長の下で適正に行うものとする。

(個人情報保護審議委員会)

第8条 本規程の目的に基づき、本学の個人情報の取扱いを適正に行うため、常任理

事会の下に個人情報保護審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

第3章 個人情報の取得

（取得の原則）

第9条 個人情報の取得に当たっては、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

2 個人情報の取得は、思想、信条及び宗教等の調査を目的としてはならない。

（取得の制限）

第10条 要配慮個人情報の取得に当たっては、次の各号の場合を除き、本人の同意を得なければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等により公開されている場合

(8) その他前各号の場合に準ずるとき。

（利用目的の公表等）

第11条 個人情報の取得は、原則としてあらかじめその利用目的を公表して行うものとし、あらかじめ利用目的を公表しない場合は、取得後、速やかに本人にその利用目的を通知し、又は公表するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本人から直接に文書（電磁的記録を含む。）に記載され

た当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 取得した情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前各項の定めは、次の場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(利用目的の特定)

第 12 条 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第 4 章 個人情報の利用及び第三者提供 (利用範囲)

第 13 条 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。

- 2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。
- 3 前各項の定めは、次の場合においては適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取

り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

- (6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第 14 条 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により、個人情報を利用してはならない。

(データ内容の正確性の確保等)

第 15 条 管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するように努めなければならない。

(第三者提供の制限)

第 16 条 個人データを第三者に提供する場合は、次の各号の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本学と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (7) 提供先の第三者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 前項の定めにかかわらず、管理者は、次の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、管理責任者を経て統括管理責

任者に届け出たときは、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、要配慮個人情報又は偽りその他不正に取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から本項の規定により取得されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）である場合はこの限りではない。

- (1) 本学の名称、住所及び代表者氏名
 - (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (3) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (4) 第三者に提供される個人データの項目
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法
 - (8) その他個人の権利利益を保護するため必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 管理者は、前項第4号、第5号又は第7号の事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、管理責任者を経て統括管理責任者に届け出なければならない。
- 4 前各項において、当該個人データの提供を受ける者は、次の各号の場合は第三者に該当しないものとする。
- (1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 5 統括管理責任者は、第2項又は第3項に定める届出を受けた場合、法に基づく必要な届出をしなければならない。
- (外国にある第三者への提供の制限)

第17条 外国（法第28条に定める国又は地域。以下この条及び第20条第1項第2号において同じ。）にある第三者に個人データを提供する場合は、前条第1項各号の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。この場合において、前条の定めは適用しない。

- 2 前項により、本人の同意を得ようとする場合は、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報保護のための措置等参考となるべき情報を本人に提供しなければならない。
- 3 個人データを外国にある第三者に提供した場合には、当該第三者による相当措置（本学が講ずべきこととされている措置に相当する措置）の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 18 条 管理者は、個人データを次の各号の者を除く第三者（以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、その都度、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他必要な記録作成の措置を取らなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 16 条第 1 項各号、第 4 項各号又は第 21 条第 1 項のいずれか（前条の外国の第三者への個人データの提供にあつては、第 16 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人等
- (4) 地方独立行政法人

2 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として、3 年間保存しなければならない。

3 本人は、第 1 項の記録について、開示を請求することができる。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 19 条 管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、適切な方法により、次の事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 16 条第 1 項各号、第 4 項各号又は第 21 条第 1 項のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 管理者は、前項の定めによる確認を行ったときは、その都度、文書又は電磁的記録等により当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録作成の措置を取らなければならない。

3 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として、3 年間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限)

第 20 条 第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、第 16 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ当該第三者から申告を受ける方法、その他の適切な方法により確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、

当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- 2 第1項の規定による確認を行ったときは、文書又は電磁的記録等により当該個人関連情報を提供した年月日、当該確認に係る事項その他の事項に関する記録作成の措置を取らなければならない。
- 3 前項の記録を、当該記録を作成した日から原則として、3年間保存しなければならない。

(共同利用)

第21条 第16条の定めにかかわらず、本学と一体のものとして取り扱われることに合理性のある第三者と個人データを共同利用することができる。ただし、次の各号の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 共同利用される個人データが特定の者に提供されること。
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 利用する者の利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、住所及び代表者氏名

第5章 保有個人データに関する事項の公表

(保有個人データに関する事項の公表等)

第22条 管理責任者は、保有個人データに関し、次の各号の事項について公表するものとする。

- (1) 本学の名称、住所及び代表者氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第11条第4項第1号から第3号に該当する場合を除く。）
 - (3) この規程に定める保有個人データの開示、訂正、利用停止及び提供停止等の請求並びに個人情報に関する不服、苦情の申立てに応じる手続
 - (4) 前各号のほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項
- 2 公表は、掲示、印刷物の配布又は本学のウェブサイトへの掲載をもって行う。

第6章 保有個人データの開示及び訂正の請求等

(開示の請求)

第23条 現在又は過去における教職員、学生及び本学の入学志願者、その他本学に個人情報を提供した関係者（以下「教職員及び学生等」という。）は、管理責任者に対して当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

(開示の決定)

第 24 条 管理責任者は、開示の請求があった場合、電磁的記録の提供を含む本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、当該開示請求者が同意した方法があるときは、当該方法による。

2 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する保有個人データについては、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 開示することにより本学の業務の適正な実施に著しい支障が生じるおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

3 管理責任者は、開示の請求のあった保有個人データの全部若しくは一部を前項の定めにより開示しないことを決定したとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難なときは、当該開示請求者にその旨を通知しなければならない。

(訂正、追加、削除の請求)

第 25 条 教職員及び学生等は、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実と異なっていると判断する場合には、管理責任者に対して当該個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

(訂正等の決定)

第 26 条 管理責任者は、訂正等の請求があった場合、遅滞なく調査を行って訂正等の可否を決定し、その結果を当該請求者に通知しなければならない。（利用停止及び提供停止）

第 27 条 教職員及び学生等は、当該本人が識別される保有個人データが本規程に違反して取得、利用され、又は取り扱われていると判断する場合及び個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、管理責任者に対して当該個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

2 教職員及び学生等は、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条又は第 21 条の定め違反して第三者に提供されていると判断する場合には、当該個人データを保有する管理責任者にその提供の停止を請求することができる。

(利用停止及び提供停止の決定)

第 28 条 管理責任者は、保有個人データの利用停止または提供停止の請求があった場合、遅滞なく調査を行い、調査結果を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、調査結果に基づき、利用停止等の可否を決定する。

3 管理責任者は、その結果を当該請求者に通知しなければならない。

(不服等の申立て)

第 29 条 本学の保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、提供停止の請求に対する決定に不服がある者は、委員会に不服を申し立てることができる。

- 2 前項の不服申立ての窓口は、学部生に関する個人情報については学生サポートセンター、大学院生に関する個人情報については大学院事務室、その他の個人情報については総務課とする。

(不服申立ての処理)

第 30 条 委員会は、不服の申立てがあった場合は、遅滞なく調査を行わなければならない。

- 2 委員会は、調査終了後、不服申立ての内容に関する措置を決定し、その結果を不服申立人に通知しなければならない。

第 7 章 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

(仮名加工情報の作成等)

第 31 条 仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成する者に限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工しなければならない。

- 2 管理責任者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 管理責任者は、法令に基づく場合を除くほか、第 12 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ。）を取り扱ってはならない。
- 4 管理責任者は、仮名加工情報については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。
- 5 管理責任者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 管理責任者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者に提供してはならない。
- 7 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(匿名加工情報の作成等)

- 第 32 条** 匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及び元の個人情報を復元することができないようにするために、適切な方法により当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を利用するに当たっては、元の個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 3 管理責任者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報から削除した記述等、個人識別符号及び前項による加工方法に関する情報の漏洩を防止するために、適切な方法により情報の安全管理措置を行わなければならない。
 - 4 管理責任者は、匿名加工情報を作成したときは、適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 5 管理責任者は、匿名加工情報を作成して第三者に提供するときは、適切な方法により、あらかじめ、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供する情報が当該匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
 - 6 管理責任者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために、安全管理措置、苦情処理措置等を行い、その内容を公表するよう努めなければならない。

第 8 章 個人情報漏洩時の対応

（対応等）

第 33 条 統括管理責任者は、情報漏洩等の事案発生又は兆候を把握した場合は、委員会を招集し、必要に応じて以下の対応を行う。

- (1) 本学内部での報告及び被害拡大の防止
- (2) 事実関係の調査及び原因究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策等の検討及び実施

（公表等）

第 34 条 管理責任者は、本人の権利利益を害するおそれのある情報漏洩等（「個人情報の保護に関する法律施行規則」で定める事案）が発生した場合は、当該事案に係る本人へ通知しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、本人の権利利益を害するおそれのある情報漏洩等（「個人情報の保護に関する法律施行規則」で定める事案）が発生した場合は、当該事案を速やかに関係省庁及び法に定める個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、事案の程度又は影響等に応じて、事案の事実関係及び再発防止策を公表しなければならない。

第 9 章 個人情報の取扱いに関する相談及び苦情の対応

(窓口)

第 35 条 個人情報の取扱いに関する相談及び苦情の窓口は、学部生に関する個人情報については学生サポートセンター、大学院生に関する個人情報については大学院事務室、その他の個人情報については総務課とする。

第 10 章 雑則

(所管)

第 36 条 この規程の所管は、総務課とする。

(改廃)

第 37 条 この規程の改廃は、常任理事会で行う。

附則 1 この規程は、2017 年 5 月 30 日から遡及施行する。この規程の制定に伴い、「教職員の個人情報の保護に関する規程」、「学生個人情報の保護に関する規程」は廃止する。

附則 2 この規程施行の際、既已取得し利用している個人情報については、この規程により取得し利用している個人情報とみなす。

附則 3 この規程は、2019 年 3 月 25 日改正、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4 この規程は、2020 年 7 月 28 日改正、2020 年 7 月 28 日から施行する。

附則 5 この規程は、2025 年 3 月 27 日改正、2025 年 3 月 27 日から施行する。